「インフラシステム海外展開戦略2030」の実現に向けた提言

令 和 ７ 年 ５ 月 ２２ 日
自由民主党政務調査会
インフラシステム輸出総合戦略特別委員会

2024年12月、政府は「インフラシステム海外展開戦略2030」（以下、「戦略2030」とする）を決定した。直近の国際情勢を見れば、経済・資源・国際場裡での発言力などの観点から、新興国・途上国といったグローバルサウス諸国の重要性は増し、世界のインフラ需要は今後も増加が見込まれる。一方で、米国の現政権は、これまで主導してきた国際秩序への積極的な関与を後退させ、グローバルサウス諸国における米国の存在感の空白化ないし希薄化が生じるおそれがある。こうした中、グローバルサウス諸国との連携の重要性は一層増しており、我が国は、自由で開かれた国際秩序の維持・強化を目指し、各地域の重点国を念頭に、我が国の技術、人材及び資本を戦略的に活用し、当該国の社会課題の解決に貢献するとともに、我が国にも裨益する互恵的な信頼関係を維持・強化することが必要である。政府には、こうした戦略的な視点をもって、意欲と能力のある日本企業の海外展開を最大限に後押しする覚悟が必要である。また、政府がこうした覚悟を行動で示すことにより、企業の意識も変えていく必要がある。その観点から、政府に対し、「戦略2030」の実現に向けて、以下のとおり提言する。

（オールジャパンでの取組、相手国政府への働きかけなど）

相手国の市場に飛び込み、事業を行おうとする日本企業の挑戦を推進するためには、官民及び民民間の情報共有が不可欠である。関係省庁・機関においては、日本企業が案件を海外に取りに行くことを積極的に後押しする仕組みを整える必要がある。そのため、政府においては、総理・閣僚によるトップセールスに取り組むこと。また、関係省庁・機関より関係する在外公館の日本企業支援窓口や経済広域担当官などに対し、当該国への事業展開に意欲と能力のある企業を紹介するなど、海外への事業展開に関する窓口機能を強化すること。さらに、重点国の特定の社会課題については、関係省庁・機関より当該課題を専門とする研究者に情報が継続的に共有され、必要に応じ当該研究者が案件形成に関与することや、在外公館などが

収集した情報をセミナーなどを通じて共有できるようにするなど、当該課題を解決する能力を有する関係者間の連携を強化するオールジャパンの仕組みを整備すること。

インフラ市場における競争がますます熾烈なものとなっている現状においては、スピード感をもって案件の形成を進めないと市場を取ることはできない。日本企業にとっては、日本国内の市場に提供するものをそのまま展開するのではなく、相手国のニーズや予算に応えるスペックと価格で製品やサービスを円滑に投入する必要もある。こうした日本企業の取組を後押しするため、政府においては、実証事業や人材育成、政策金融機関の活用などを通じた日本企業の海外市場への円滑な参入を可能とするための支援を継続・強化すること。また、これと並行し、日本の製品・システムの優位性や導入に必要な制度などの理解を促進するなどの観点から、グローバルサウス諸国の行政官や政府機関の研究者などに対し、研修や啓蒙活動などを通じ、日本企業が事業を展開しやすくなるようなルール・環境の整備に向けた支援を継続・強化すること。

日本企業の中には、相手国政府・機関などによる未払いなどの契約不履行やＰＰＰ（官民連携）事業における相手国の制度などにより、海外での事業展開に慎重な姿勢をとっている事例が見られた。政府においては、こうした事例を正確に把握し、トップクレームをはじめ対応を強化するとともに、必要に応じて関係機関と連携して相手国に制度の改正を働きかけるなど、政府による働きかけにより、問題の解決に当たること。

（スタートアップ企業の海外展開に対する支援など）

一般的に、スタートアップ企業は、相手国などの要望に応じ、小回りの利く気の利いた対応ができる可能性がある一方、相手国政府などの関係者における知名度が低いため、政府においては、これらの者の間の関係構築を支援することが望ましい。また、グローバルサウス諸国の政府を相手とするビジネスにおいては、現地の行政機能や法制度が十分ではない場合もあり、スタートアップ企業は、こうした問題に単独で対応しきれない。こうした事業化の障害を取り除く観点から、政府においては、相手国政府・機関のキーパーソンなどと当該企業関係者との関係構築を在外公館や現地ＪＥＴＲＯまたはＪＩＣＡ事務所が支援するとともに、スタートアップ企業の海外展開を省庁横断的に後押しする仕組みを整備すること。必要に応じて関係する他の援助実施機関などとも連携し、当該企業が関わる現地

政府の行政機能の向上や法制度の整備・改善を支援するなど、グローバルサウス諸国における事業環境の改善に向けた支援を強化すること。また、知日派人材を育成する取組を強化すること。さらに、日本の技術やブランドを保護するための海外の特許権や商標権などの取得について、中小企業にも活用しやすい支援を検討すること。

グローバルサウス諸国の社会課題の解決に資する事業は、特定の国や地域をターゲットとすることが想定されるが、より広範な国・地域において同様の課題を解決するとともに、当該事業の円滑なスケールアップを可能とするためには、必要な調達資格などを取得した上で、国際機関との連携も有効である。これらの点を踏まえ、政府においては、例えば、ある国際機関が特定の社会課題の解決に資する案件を形成するにあたり、国際益に貢献しつつ、日本企業が優位性を持つ方法が推奨されるよう、当該国際機関に働きかけるなど、他国の取組も参考にしつつ、国際機関による調達への日本企業の参入促進などを後押しする積極的な取組を行うこと。

ＯＤＡをはじめとする政府の支援については、透明性や公平性の前提の下、より迅速に決定・実施されることが求められている。政府においては、今次通常国会で成立したＪＩＣＡ法改正により無償資金協力の迅速性を強化する制度を導入したところであるが、引き続き、これらの政府の支援を不断に見直すこと。また、特に意欲と能力のあるスタートアップ企業をはじめとする日本企業の海外展開を後押しするために、グローバルサウス諸国の制度・能力構築支援やオファー型協力など様々な形でのＯＤＡの一層の拡充や、ＪＢＩＣの機能の活用を推進すること。

我が国の技術やサービスなどの市場を拡大し、より広範な国・地域への展開を可能とするためには、標準や規格が大きな役割を果たす事業分野もある。政府においては、現在策定中の「新たな国際標準戦略」の内容に基づいて、我が国のインフラシステムの海外展開に関する支援の在り方についても検討を行うこと。

（リスクに対する支援の強化など）

インフラシステムの海外展開に係る事業の中には、例えば資源開発のように、金額の規模が大きく、また、事業に様々なリスクを伴うものもある。こうした資金規模を量的に補完し、または、リスクを軽減するためには、ＪＢＩＣ、ＮＥＸＩ、ＪＩＣＡなどを積極的に活用し、これらの機関と他の金融機関などとの間の連携を促進し、民間資金の動員を一層推進するこ

とが必要である。政府においては、例えば、他の輸出信用機関や国際開発金融機関などと連携することによりリスクを分散すること、現地の地場銀行や日本の地方銀行との連携を強化することなど、これらの機関の取組が一層活用され、リスク対応能力の強化及び民間資金の量的補完のための環境整備に積極的に取り組むこと。

（経済安全保障、グローバルサウス諸国との連携）

我が国は、資源・エネルギーや食料といった重要物資の多くを輸入に依存しており、これらの物資の安定的な供給を確保するためのサプライチェーンの強靭化が必要不可欠である。その際、グローバルサウス諸国の中には、現地のインフラが十分に整備されていない場合も多い。政府においては、再資源化を含め、重要物資の多様な供給源の確保に向けた不断の取組を行うこと。また、重要物資を我が国に輸入する調達網の維持・強化や輸送に係るインフラ（道路、鉄道、港湾など）の整備については、オファー型協力や政策金融機関の活用などを通じ、ＯＤＡやその他の公的資金、民間資金を適切に組み合わせ、ＯＤＡ卒業国を含めて具体的な案件の形成を行うこと。また、老朽化したインフラやインフラの維持管理をビジネス化することを後押しすること。その際、インフラから生み出されるデータの重要性に留意する必要がある。我が国のインフラシステムの高付加価値化に向け、人工知能（ＡＩ）をはじめ、これらのデータを利活用する我が国のデジタル技術の海外展開についても取り組むこと。

グローバルサウス諸国との連携においては、国民生活や経済を支えるインフラシステムに対する支援を強化することが重要である。多様かつ現実的なエネルギー移行や脱炭素化に向けて、政府においては、例えばＡＺＥＣの取組を通じ、脱炭素に関連するルールの形成と具体的な案件の組成を両輪で進めていくこと。また、ＪＣＭや都市間連携の拡大などを通じ、世界の脱炭素化に貢献すること。情報通信について、政府においては、太平洋島嶼国との連結性の強化を含めた国際海底ケーブルの敷設能力の強化やオープンＲＡＮをはじめとする信頼性の高いデジタルインフラの構築に向け、政府から企業などへの支援などを通じて産学官の連携により思い切った投資を行うこと。これら以外の分野においても、政府においては、グローバルサウス諸国との連携強化と日本企業の参入機会の拡大に向け、実証事業や啓蒙活動、制度や能力の構築支援などの取組を強化すること。

（課題先進国としての貢献）

我が国は、特に自然災害や少子高齢化については「課題先進国」であり、我が国における取組は、グローバルサウス諸国の防災や健康医療などの分野の今後の発展に貢献できる余地が大きい。

防災については、近年の自然災害の増化により被害も増加しており、グローバルサウス諸国の防災に関する意識を高め、各国政府に対して事前の準備や投資の重要性を継続して訴求することが重要である。政府においては、これまで二国間・多国間で行われてきた官民、政府間及び国際機関との防災に関する交流・協力の枠組み・取組をさらに強化・拡大すること。その際、日本企業と海外の関係者との関係構築や政策金融機関の活用を通じて日本企業の海外展開を支援するとともに、こうした支援を着実に実施する体制を強化すること。また、国連防災機関主催のもと、アジア太平洋地域各国の防災機関や研究機関、民間セクターが一堂に会する国連アジア太平洋防災閣僚級会議の2027年の日本開催について、関係省庁などが緊密に連携して準備を進めること。

健康医療などの分野については、アジア健康構想・アフリカ健康構想・グローバルヘルス戦略の一体的な推進を通じた我が国の医薬品・医療機器などの海外展開は、我が国のプレゼンスの向上に加え、経済成長や経済安全保障にも寄与するものである。政府においては、ＭＥｘｘ構想などに基づいて産学医官横断のネットワークの形成を推進するとともに、特にポテンシャルが高いインド太平洋諸国と連携し、政策金融機関も活用しつつ、中東・アフリカなどの周辺国への展開も視野に入れた生産体制の構築を促進するなど、グローバルサウス諸国への事業展開を支援する体制の抜本的な強化に取り組むこと。また、国際公共調達への参入も視野に入れた国際機関との連携強化に向けた調査・検討や、グローバルヘルス分野でのインパクトの測定・管理手法の整備も含むインパクト投資の推進など、国際益と国益の両立に向けた取組を進めること。

政府においては、本提言に掲げる施策はもとより「戦略2030」の実現に向けた取組を着実に実行するための予算の確保にしっかり取り組み、日本企業の「稼ぐ力」を向上するための環境整備を促進すること。

（以上）

（参考）インフラシステム輸出総合戦略特別委員会　令和７年度開催一覧

【第１回】
□　令和７年３月２７日（木）
「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化について(事業者ヒアリング)
・　株式会社SOIK
・　SORA Technology株式会社
・　住友商事株式会社

【第２回】
□　令和７年４月３日（木）
経済安全保障と国益の確保について(有識者・関係機関ヒアリング)
・　鈴木 一人　東京大学公共政策大学院　教授
・　ＪＢＩＣ
・　ＮＥＸＩ

【第３回】
□　令和７年４月１１日（金）
GX・DX等の社会変革へ機動的対応①(有識者・企業ヒアリング)
・　日本電気株式会社(NEC)
・　株式会社Synspective
・　高橋 幸弘　北海道大学教授/宇宙ミッションセンターセンター長

【第４回】
□　令和７年４月１７日（木）
GX・DX等の社会変革へ機動的対応②(企業・関係団体ヒアリング)
・　一般社団法人 日本防災プラットフォーム
・　株式会社 Spectee
・　株式会社 NTT データ
・　一般社団法人 Medical Excellence Japan （MEJ)
・　エレコム株式会社

【第５回】
□　令和７年４月２４日（木）
関係各省・機関ヒアリング

【第６回】
□　令和７年５月１３日（火）
インフラシステム海外展開戦略2030の実現に向けた提言（案）について